
市民活動支援センター運営支援業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和7年2月

角田市

※本プロポーザルは、令和 7 年度契約の準備行為であり、令和 7 年度角田市当初予算が成立することを前提として募集の手続きを行うものです。従って、予算が成立しなかった場合には、本業務に係る契約を締結することができないことに加え、応募に際して要した全ての費用について、市は一切負担しないので、十分に留意の上、応募すること。

1. 名称

市民活動支援センター運営支援業務（以下、本業務という。）

2. 概要

本業務は、令和 7 年度の市民活動支援センター設置に伴い、運営支援業務を委託するもの。委託にあたり、多様な主体による市民活動のステップアップのための支援や、活動しやすい環境づくりを行うとともに市民活動の推進を図ることを目的とする。

本業務の実施に関しては、価格のみではなく、市民活動支援に係る企画提案内容等を総合的に評価する。

3. 業務内容

別紙「市民活動支援センター運営支援業務に係る仕様書」のとおり。

4. 履行期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

5. 委託料見積上限額

令和 7 年度 8,949,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

令和 8 年度 9,310,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

令和 9 年度 9,700,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

総 額 27,959,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

6. スケジュール

項目	期日
募集開始（公告日）	令和 7 年 2 月 21 日（金）
質問書の受付期限	令和 7 年 3 月 6 日（木）
質問書の回答	令和 7 年 3 月 7 日（金）
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 3 月 14 日（金）
プレゼンテーション審査	令和 7 年 3 月 26 日（水）
審査結果の通知	令和 7 年 3 月 27 日（木）

※スケジュールは現時点での予定であり、変更になる場合もある。

※プレゼンテーション審査の日程等については、提案事業者あてに別途通知する。

7. 参加資格

次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規程に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規程に基づく破産手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団排除条例（平成 25 年角田市条例第 4 号）第 2 条第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号に該当しない者及びそれらの利益となる活動を行う者に該当しないこと。
- (5) 過去 5 年以内に自治体等から発注された本業務と同種又は類似の業務を受託した実績を有し、業務を遂行するに足る能力を有すること。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①参加申込書（様式 1） 1 部

②企画提案書 正本 1 部 副本 10 部（1 部ごとホチキス綴じ又はクリップ綴じすること。）

企画提案書の形式は A4 版、両面印刷を原則とする。ただし A3 版を利用した方が確認しやすい場合は、A3 版の利用を可とする。文字のサイズは 10 ポイント以上とし、文字を補完する写真、イラスト、イメージ図などの使用も可とする。

また、企画提案書には、以下のことについて必ず記載すること。

- ・本業務の取り組み方針
- ・本業務の実施スケジュール（令和 7 年度・令和 8 年度・令和 9 年度）
- ・本業務の実施体制

③類似業務実績調書（様式 2） 1 部

④令和 7 年度、令和 8 年度及び令和 9 年度の見積書（任意様式） 1 部

見積書には、見積金額の根拠となる積算内訳書（任意様式）を添付すること。

(2) 提出先

〒981-1592 宮城県角田市角田字大坊 41

角田市総務部まちづくり推進課市民協働係

(3) 提出期限

令和 7 年 3 月 14 日（金）

(4) 提出方法

角田市まちづくり推進課へ持参又は郵送

（郵送：令和 7 年 3 月 14 日（金）必着 持参：提出期限日の午後 5 時 15 分まで）

9. 審査方法

書類審査（事務局審査）及びプレゼンテーション審査（審査員審査）を行い、最も評価点が高い1者を優先交渉事業者として選定する。なお、審査基準については別表のとおり。

(1) 書類審査（事務局審査）

企画提案書、類似業務実績調書、見積書の価格について、審査基準に基づいて審査する。

(2) プレゼンテーション審査（審査員審査）

企画提案書に基づく20分以内でのプレゼンテーションの後、20分程度の質疑応答を行い、審査基準に基づいて審査する。プレゼンテーションは提出した企画提案書等の内容に沿って説明を行うこととし、必要に応じ、提案内容をプロジェクタに投影しながらの説明を認める。

PC用電源タップ、投影スクリーン、プロジェクタは本市でも用意するが、提案者が持参してもよいこととする。

10. 審査内容

プロポーザルは別表の審査基準に基づき審査する。

11. 質問の受付と回答

(1) 受付期間

令和7年2月21日（金）から令和7年3月6日（木）午後5時15分までとする。

(2) 提出方法

質問書（様式3）により、角田市まちづくり推進課あて電子メールにて提出すること。

なお、電子メールの件名は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。

(3) 回答方法

質問の回答は、令和7年3月7日（金）までに、角田市のホームページへ公表する。

※事業者選定に公平を保てない質問等、公表にふさわしくないと判断される質問は公表しない。

12. 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格、又は無効とする。

(1) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。

(2) 審査員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。

(3) 契約締結までの間に、優先交渉事業者の資金事情の変化等により、本業務の履行が困難であると市長が判断したとき。

(4) その他著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと市長が判断したとき。

13. 契約

優先交渉事業者との詳細仕様やスケジュール等の契約内容に関する協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。その際、優先交渉事業者は改めて見積書を提出するものとする。

なお、協議が整わない場合は、契約手続きを取り消す場合もある。

14. その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、企画提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザル実施に関する情報（企画提案者から提出された書類等を含む。）は、角田市情報公開条例（平成 11 年角田市条例第 22 号）に基づき、公開請求者あて情報公開することがある。

15. 問い合わせ先

担 当：宮城県角田市総務部まちづくり推進課

電話番号：0224-63-2112

E-mail：machidukuri@city.kakuda.lg.jp

(別表)

審査基準

審査項目	審査基準	審査指標	配点
基本事項	業務の基本方針	仕様書の趣旨・内容を十分に理解し、業務を遂行できる企画提案が行われているかを評価する。	10
	業務の実施スケジュール	仕様書に規定する期間内で実施可能な業務の実施スケジュールとなっているかを評価する。	10
	業務の実施体制	業務の実施に際し、市民活動団体等の支援に関する業務に携わった実績のある担当者や適正な人員を配置する等、確実な業務の実施体制が構築されているかを評価する。	10
提案内容	業務の理解度	市民活動支援センターを開設する目的や市民活動に関する課題等を理解し、明確かつ具体的な提案がされているかを評価する。	10
	長期総合計画との整合性	角田市第6次長期総合計画及び都市像「市民力咲き誇る。角田市  」を踏まえた企画提案となっているかを評価する。	10
	業務の実現性	業務の目標としている成果が見込めるような具体的かつ効果的な提案がされているかを評価する。	10
	提案内容の独自性	事業者の知識・経験を活かした創意工夫がみられ、効果が見込める企画提案であるかを評価する。	10
企業能力	業務実績	本業務と同種又は類似の業務を受託した実績を有し、業務を遂行するに足る能力があるかを評価する。	10
角田市に対する理解度	地域適合性	角田市の市政及び地域の特徴に対する理解度を評価する。	10
価格	見積額の適正性	提案内容に対し見積額が適正な価格となっているかを評価する。	10
合計			100